

令和5年11月吉日

高知市居宅介護支援事業所協議会
居宅介護支援事業所 各位

高知市居宅介護支援事業所協議会
虐待防止委員会

令和6年4月～義務化となる虐待防止の取り組みについて
【チェックリストのご案内】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格段のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

さて、高知市居宅介護支援事業所虐待防止委員会では、令和6年4月～義務化となる虐待防止の取り組みのチェックリストを作成しました。

すでに取り組み済みの事業所もあろうかとは存じますが、全居宅介護事業所が虐待防止の取り組みができるようにと思い作成しましたので、ご活用して頂ければ幸いです。

未筆ながら、御社の益々のご繁栄をお祈りいたします。

問い合わせ先： 高知市居宅介護支援事業所協議会 虐待防止委員会

委員長：高知県庁生活介護福祉センター 坂本 典子

TEL:088-885-6823

副委員長：在宅ケアセンターみかづき 胡摩崎 裕子

TEL:088-822-8322

居宅介護支援事業所用

令和6年4月～義務化となる虐待防止の取り組みについて

【取り組み チェックリスト】

～高齢者虐待防止について～

虐待は、介護保険法の目的の1つである高齢者の尊厳保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のための必要な措置を講じなければならない。その為に、次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられている通り、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する要介護事業所の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

居宅介護支援事業所の従業員は、虐待等又はセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をとること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。

【チェックリスト】

1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的また、必要時に開催するとともに、

その結果について、従業員に周知徹底を図っている

《虐待の防止のための対策を検討する委員会》

虐待防止検討委員会は、具体的には次のような事項について検討することとする。

その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。また、委員の構成メンバーは管理者を含む幅広い職種で構成し、責務・役割分担を明確にする。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針を整備している

《虐待の防止のための指針》

居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本指針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施している

《虐待の防止のための従業員に対する研修》

従業員に対する虐待の防止のための研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底していくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用者には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

4 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている

《虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者》

居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。

5 運営規定、重要事項説明書に、虐待の防止のための規定を記している